

平成19年1月11日

会員各位

社団法人 日本通信販売協会
会長 石川 博康

納入業者との取引公正化について（要請）

公正取引委員会では、平成17年11月施行の「大規模小売業者による納入業者との取引による特定の不公正な取引方法（いわゆる大規模小売業告示）」が施行されて一定期間が経過したため、昨年実態調査を行い、12月26日公表しました。

同日、同委員会より協会に対し、報告書に基づき、「納入業者との取引の公正化について」周知徹底するよう要請がありました。報告書によりますと、不当な行為又は要請（例：不当な協賛金の要請、不当な返品、不当な値引き要請などの行為）については、受けたことがあると答えた納入業者の比率は通販業界では3.4%と、他業態全体と比較すると最も少ない業態となっています。しかしながら、通販業界における不当な行為を具体的な類型別にみると、不当返品8.9%（他業態平均16.5%）、受領拒否4.7%（同12.8%）などで、他業態に比べると低いものの、問題行為が指摘されています。

つきましては、大規模小売業に該当する（前事業年度の売上高100億円以上）会員社は、同告示を遵守し、併せて独占禁止法についても遵守し公正な取引をされますよう、改めてお願い申し上げます。

詳細は、公正取引委員会の下記ホームページをご覧ください。

（実態調査報告書）<http://www.jftc.go.jp/pressrelease/18index.html#NUM12>

（大規模小売業告示）<http://www.jftc.go.jp/daikibo.pdf>